

令和2年

5月定例総会会議録

酒田市農業委員会

## 令和2年5月定例総会 会議録

1 日 時 令和2年5月13日（水） 午前10時00分 開議

2 場 所 平田農村環境改善センター

### 3 出席委員（28名）

1番	佐藤 良平	委員	2番	庄司 隆	委員	3番	白畑ちか子	委員
4番	伊與田明子	委員	5番	佐藤 玲子	委員	6番	佐藤 良	委員
7番	石井 光一	委員	8番	池田 良之	委員	9番	土田 治夫	委員
10番	佐藤 浩良	委員	11番	佐藤 茂樹	委員			
13番	齋藤 均	委員	14番	児玉 昭一	委員	15番	荘司太一郎	委員
16番	須田 正弘	委員	17番	尾形 大介	委員	18番	佐藤 耕造	委員
19番	五十嵐弘樹	委員	20番	飯塚 将人	委員	21番	富樫 一彦	委員
22番	柿崎 一美	委員	23番	後藤 保喜	委員	24番	五十嵐 亨	委員
25番	五十嵐直太郎	委員	26番	関口 友子	委員	27番	佐藤 清一	委員
28番	荘司 研治	委員	29番	大場 重樹	委員			

### 4 欠席委員（なし）

### 5 事務局職員出席者

村岡事務局長 村岡 修 事務局次長 遠田 博 農地主査兼係長 阿彦智子  
主事 高橋咲葵  
専門員 後藤重明 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

### 6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

### 7 議 事

議第24号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第25号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議第26号 農用地利用集積計画について

---

**開 会**  
(午前10時00分 開会)

○村岡事務局長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和2年5月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

開会に当たりまして、五十嵐会長が挨拶を申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長  
(あいさつ)

○村岡事務局長

どうもありがとうございました。

それでは、総会の議長につきましては、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるということとなっております。五十嵐会長、どうぞよろしく願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員はございません。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

---

◎会議録署名委員の指名

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、19番、五十嵐弘樹委員、20番、飯塚将人委員の両名をお願いいたします。

---

◎報 告 事 項

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について内容確認のため若干の時間を設けますので、黙読をお願いいたします。

(議案書黙読)

○五十嵐直太郎 議長

黙読いただいているのは、スピード、時間の短縮の関係ありまして、事前に皆さんからお目通しいただくと、こういう配慮になっていきますのでよろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項について事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

報告事項につきましては、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、(1)農地法第3条の3届出書の受理について7件、(2)農地法第5条届出書の受理について1件、(3)地目変更登記に係る照会に対する回答について1件、(4)農地法第18条第6項の規定による通知受理について5件、以上14件について担当よりご説明申し上げます。

○阿彦主査兼農地係長

(報告事項について説明) 報告事項については以上になります。

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、皆さんのほうからご質問、ご意見のある方、お願いいたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

---

### 議第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第24号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第24号 農地法第3条の規定による許可申請については、8件の許可申請がありますので、その可否を決定しようとするものであります。詳細について説明申し上げます。

○阿彦主査兼農地係長

それでは、議案書の7ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請についてです。

なお、今回の農地法第3条の許可申請につきましては、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり、全部効率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件、その他、経営面積まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。また、今回の案件には農業者年金への影響はございません。

それでは、議案書、酒田19番、広野の田1筆につきまして、相手方の要望によりまして賃貸借権の設定となります。10アール当たりの賃借料が1万1,000円で、10年の期間設定となります。なお、こちらの区域につきましては、市街化区域であるために3条の設定となったものでございます。続きまして、酒田20番と21番は関連ありますので一括で申し上げます。

酒田20番、酒田21番、こちらは高砂の畑、それぞれ合計3筆につきまして、相手方の要望によりまして賃貸借権の設定となります。10アール当たりの賃借料が4,000円で、期間が3年となります。なお、高砂の区域につきましても市街化区域であるために、3条での設定となるものでございます。また、受け人は、庄内町で認定農業者の認定を受けているということでございまして、このたび酒田市においては初めての営農ということでございしますが、認定農業者申請の書類を提出いただき、その確認を行うことで営農計画書の提出は求めているものになります。

続きまして、酒田22番です。豊里の畑4筆につきまして、総額で80万円の所有権移転の設定となります。

別添資料をご覧くださいますと、10アール当たりの単価が91万2,200円ということになってございますが、それぞれ下藤塚の14-1、14-2と、その下の222、223とそれぞれ単価が異なっております。総額では80万円での移転となるものでございます。

なお、別添資料の2ページ、3ページも併せてご覧ください。

先月、別段の面積の設定を受けるために添付しておいた資料と同じものでございます。受け人の営農計画や作付け内容が記載してございますので、併せてご覧ください。

それでは、議案書8ページをお開きください。

酒田23番と併せて、酒田24番を一緒にご説明いたします。酒田23番の申請人同士の関係が父と娘、酒田24番の関係が母と娘ということになります。

土地の表示は浜中の畑、合計で3筆になりますが、こちらを相手方の要望ということでの所有権移転、贈与ということになります。

なお、申請人はもともと浜中にご在住で、現在は若宮町に転居されておりますが、この申請にかかる3名と一緒に営農されているということを浜中の方より確認済みでございます。また、両者とも

年金への影響はございません。では、八幡のほうお願いいたします。

○八幡総合支所 後藤専門員

続きまして、八幡9番、小泉の田1筆になります。

渡人のほうは、相続が昨年ありまして、相続の結果、それまで賃貸借契約していた方に売り渡しするということになったものでございます。価格については、資料の6ページにあるとおり、10アール当たり50万円になります。

以上です。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田です。平田4番、受け人は認定農業者になります。砂越の畑1筆、相手方の要望による所有権移転です。

別添資料にありますとおり、10アール当たりの売買価格が4万9,700円、総額1万円からの割り返しになります。以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告を願います。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

5月7日に、第2班による農地調査委員会を行っております。

議第24号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など、補足的説明があれば初めにお問い合わせいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お問い合わせいたします。ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第24号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第24号 農地法第3条の許可申請について許可決定といたします。

---

### 議第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

続きまして、議第25号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第25号 農地法第5条の規定による許可申請については、2件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。詳細について担当が説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

それでは、9ページになります。

農地法第5条の規定による許可申請について、酒田9番です。砂採取のための一時転用、1年間の設定となります。賃貸借権となりまして、農地区分は青地でございます。土地の利用ですけれども山林及び畑ということですが、現況は全て畑ということで、27筆の申請となっております。採取量は、5万3,326立米の予定となっているものでございます。

別添資料をご覧ください。4、5ページ、6ページ以降、確約書を載せてございます。

また、併せまして、16ページ、17ページに現況の写真を添付してございます。このたびスライドの映写を省略いたしまして、この16ページ、17ページの写真で現況の確認をお願いしたいと思います。それでは、位置図から申し上げます。4ページをご覧ください。

J Aそでうらさんの建物とカントリーのある箇所を南に見まして、日本海東北自動車道のすぐそばになってございます。全体計画図、5ページのほうをご覧くださいますと、これまでも何度か採取を行ってきたところでございます。

4ページの字切図になりますが、このたびの採取箇所につきましては、この太枠で囲まれているものとなっております。なお、採取に当たりまして、砂の搬出については市道を通らないようにするために、4ページの左側のほうに細長くなっているところは鉄板を敷いて、その箇所を車両が通行する予定となっているものでございます。

なお、6ページ以降の確約書をご覧くださいますと、採取後の営農は柿、イチジクなどの果樹となっております。

それでは、16ページと17ページをお開きください。2ページの字切図と併せてご覧いただければと思います。

市道側から見まして、①の場所が最初のときに鉄板が敷いてあったところになっております。また、その下の②については、鉄板が盛り上がっているところ、ここを掘り下げましてフラットにしておく予定になっているものでございます。また、17ページの③と、その下の④については、その掘り下げる場所のところ为载体であるものでございます。

それでは、議案書に戻っていただきまして、酒田10番です。刈穂の田と畑1筆ずつをこのたび駐車場敷地及び庭敷地として所有権移転の申請になっております。

なお、農地区分につきましては、後ろに10ヘクタール以上の集団農地及び公共投資の対象となっている集団農地があることから1種と判定しております。

また、許可基準につきましては、日常生活上、必要な施設で集落に接続していることから、許可基準を満たしているものと考えます。

別添資料をご覧くださいと思います。別添資料で18ページ、19ページと写真が20ページ、21ページにつけてございます。

位置図のほうから申し上げますと、場所が国道344号から刈穂の地区に少し入った場所になります。字切図をご覧くださいますと、こちら地区内と表示されているところが図の上にかかれておりますけれども、13-20という場所がここに入る形となりまして、ここが母屋がある場所になります。このたびの申請地が太枠で囲まれております10番と13番になっております。

なお、資料の20ページ、21ページをご覧くださいますと、この太枠で囲まれているものの①のところは18ページの場所になりまして、②、③の奥に倉庫などが見受けられるかと思えます。実は、この10番と13番の箇所にもたがりまして写真のように倉庫が建っております。昭和53年頃に、既に建築されていたということでもございまして、このたび併せて始末書の提出を頂いておるところでございます。

なお、別添資料の18ページにも記載してございますが、このたびの取引価格としましては、建物を併せまして、総額で200万円ということでの申請を受け付けているものでございます。

なお、今回、申請の中に田が含まれておりますので、土地改良区からの意見を頂戴しているところでございます。説明は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第25号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、許可することに特に問題はないとの意見があったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。酒田9番は、砂採取の案件で報告を省略いたしますので、酒田10番について、現地調査の結果を佐藤浩良委員より報告願います。

○10番 佐藤浩良委員

10番、佐藤です。

酒田10番の案件ですけれども、4月30日に事務局とともに、現地調査を行いました。

現地の申請地は、母屋に隣接する農地であり、居住者の転居によって今後管理が大変になると思われるところです。このたび、この母屋を購入する方が駐車場の整備と併せて庭敷地の整備を行うということで、土地の保全管理という面からも許可妥当と思われます。ご審議よろしくお願いたします。

○五十嵐直太郎 議長

ご苦労さまでした。

それでは、質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方、お願いたします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第25号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第25号について許可決定といたします。

---

## 議第26号 農用地利用集積計画について

続きまして、議第26号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第26号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)利用権の設定7件、こちらの計画の申出がございました。その可否を決定しようとするものであります。詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

それでは、議案書10ページをご覧ください。

農用地利用集積計画について、1番、一般事業、(1)利用権の設定です。

公告予定日は、令和2年5月18日の予定です。

本橋17番、貸借期間が10年で、賃借料が10アール当たり2万円での設定となるものです。経営面積欄をご覧くださいとおり、経営面積がなく新規就農者ということになってございます。別添資料22ページのほうに、この方の営農計画書をつけているところでございます。刈屋で梨の栽培を行うということでございます。

なお、議案書での借入れ面積と、この営農計画書上の面積に差がございますけれども、営農計画書については庄内農業共済の果樹共済引受面積を記載しているものになりまして、実際はこの借り受ける面積全てを効率活用する予定となっているものでございます。

なお、新規事業者でありますので、刈屋の出荷組合などと連携を取りながら、スムーズに就農を進めていただくようお願いするところでございます。参考まで、この借主は3月まで学生だったということでございまして、この貸付人と借受人の関係がご親戚ということでございます。

それでは、議案書のほうにお戻りいただきまして、広野の26番になります。関連ありますので、その下の浜中1番と、次のページの浜中2番も一緒に申し上げます。3件とも同じ借受人になります。先ほど、解約に出てまいりましたけれども、このたびの借り受け人の経営移譲に伴いまして、父から子へ移転による利用集積計画設定となるものです。期間は全て10年、賃借料は1万円での設定となっております。

なお、このたびの利用集積計画全件につきましては、要件欄に記載がありますとおり、全部効率活用要件、農業常時従事要件、自立、意欲、能力要件、認定農業者等、経営面積、農地利用の基本構想適合まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に適しているものと考えます。

なお、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに、不適正な事実がないことを地元農業委員から、あらかじめ確認を頂いているところでございます。

酒田は以上です。

○八幡総合支所 後藤専門員

続きまして、八幡24番、貸出期間は10年、賃借料は1万1,000円、新規の契約になります。

続いて95番、大蔵の田2筆になります。こちらのほう貸借契約10年で、賃借料は1万1,000円になります。

八幡96番、前川の田が1筆になります。こちらのも賃借料が1万1,000円、期間が10年、新規の契約になります。以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告を願います。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第26号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

ご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

議第26号 農用地利用集積計画について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第26号については全て計画決定となりました。

---

## 閉 会

以上をもちまして、令和2年5月定例総会を閉会いたします。  
どうもありがとうございました。

(午前10時32分 閉会)